

2024（令和6）年度 人権教育についての基本姿勢

鳥取県立倉吉東高等学校

（１）基本姿勢について

- ① 生徒一人ひとりを尊重し、教育活動の全領域において人権教育の実践にあたる。
- ② 全教職員が積極的に人権教育に取り組み、共通理解に基づいて計画的な実践に努める。
- ③ これまでの同和教育の経緯と精神、成果を踏まえ、部落問題をはじめとする様々な人権問題の学習を通して差別を見抜き、差別を正し、差別を克服して社会の人権意識を向上させるために行動する生徒を育てる教育に努める。

（２）組織について

- ① 総務部（２名）：
人権教育実践のための企画・提案とさまざまな支援を行う。また、人権教育推進委員会の事務局を担当する。
- ② 人権教育推進委員会：
全日制は、副校長、教頭、総務部２名、各学年担任より１名ずつで構成するものとする。定時制は、教頭１名、人権教育担当２名で構成する。委員長は副校長とし、必要に応じて関係職員の参加を要請する。委員会は「人権教育についての基本姿勢」に基づき、人権教育の全校的な推進を図る。
- ③ 学年部会：
各学年それぞれの生徒の発達段階に応じて、具体的な取り組みの計画を立てて実践にあたる。また、人権教育LHR委員を中心とした主体的な人権教育活動が展開されるよう努める。

（３）研修について

- ① 同和地区研修会、奨学生集会、講演会、高校友の会、全国人権・同和教育研究大会などの研修の機会には、人権教育担当教職員のみならず全教職員が可能な限り参加し、学習を深める。
- ② 人権教育に活用できる図書やその他の資料・教材の整備については、全教職員が留意してその充実に努める。
- ③ 全教職員参加の研修を年２回企画する。

（４）今年度の教育活動計画・目標について

- ① 人権教育LHRの推進：
(イ) 第１・２学年は５月および１０月に各３時間（事前LHR各１時間を含む）の計６時間と、２月に講演会１時間を実施する。第３学年は５月および１０月に各３時間（事前LHR各１時間を含む）の計６時間と、１月に本校の人権教育に関する振り返りアンケートを実施する。また、可能な限り準備の時間を確保する。
(ロ) １０月のLHRを保護者、中部地区各中学校、各市町村の文化センター、隣保館等に公開し、LHR後の研究会等で研修を深める。
(ハ) 学習資料は、総務部と学年部が検討し準備、作成する。
(ニ) 生徒の自主的な活動を保障するために、LHR実施前後に人権教育LHR委員会を持ち、その準備とまとめ、振り返りを支援する。
(ホ) 各学年部と総務部との連携を密にし、人権教育の推進にあたる。人権教育LHRの前後に学年部会を持ち、人権教育LHRの充実に努める。人権教育LHRには全学年部員が準備段階から参画する。
- ② 「部落問題に関する意識調査」の実施：人権教育の推進を図るため、新入生に対して４月に実施する。
- ③ 生徒との面談及び同和地区進出：
同和地区出身生徒に対して、普段から密接な連絡を保ち、またできるだけ多く面談を行い、激励や適切な支援を行う。また、文化センター、隣保館との連携にも努める。
- ④ 諸団体との連携：人権教育を推進していくため、諸団体および小中学校との連携を密にし、協力関係を深める。
- ⑤ 部落解放研究部（解放研）活動：
毎週定期的な集まりを持ち、人権課題の解消に向けた話し合いなど積極的な取り組みを行う。人権教育LHRの準備・推進に積極的に係わり、中心的な働きを果たすよう努力する。また、様々な研修に積極的に参加する。
- ⑥ 学力の向上と進路保障：
一人ひとりの学力の向上を図るとともに、進学奨学金・就職支度金制度の周知を徹底し、その活用を奨励する。
- ⑦ 生徒自身による主体的な活動が一層進展するように、LHR計画や学習環境整備に努め、活動全般を支援する。
- ⑧ 育友会人権教育推進委員会と連携を取りながら、保護者の研修活動の推進に努める。